(19) **日本国特許庁(JP)**

(12)特 許 公 報(B2)

(11)特許番号

特許第6249154号 (P6249154)

(45) 発行日 平成29年12月20日(2017.12.20)

(24) 登録日 平成29年12月1日(2017.12.1)

静岡県浜松市北区新都田一丁目9番9号

株式会社システック内

最終頁に続く

(51) Int.Cl.			FΙ		
B65D	61/00	(2006.01)	B65D	61/00	J
B65D	<i>75/52</i>	(2006.01)	B65D	75/52	
865B	69/00	(2006-01)	B65B	69/00	R

請求項の数 2 (全 8 頁)

(21) 出願番号	特願2013-111404 (P2013-111404)	(73) 特許権者	š 396020132
(22) 出願日	平成25年5月28日 (2013.5.28)		株式会社システック
(65) 公開番号	特開2014-122070 (P2014-122070A)		静岡県浜松市北区新都田1-9-9
(43) 公開日	平成26年7月3日 (2014.7.3)	(72) 発明者	梶村 武志
審査請求日	平成28年5月13日 (2016.5.13)		静岡県浜松市北区新都田一丁目9番9号
(31) 優先権主張番号	特願2012-256966 (P2012-256966)		株式会社システック内
(32) 優先日	平成24年11月23日 (2012.11.23)	(72) 発明者	五明 さよ子
(33) 優先権主張国	日本国(JP)		静岡県浜松市北区新都田一丁目9番9号
			株式会社システック内
		(72) 発明者	山下 伊智朗
			静岡県浜松市北区新都田一丁目9番9号
			株式会社システック内
		(72) 発明者	香高 孝之

(54) 【発明の名称】食品パックスタンド

(57)【特許請求の範囲】

【請求項1】

食品パックを挿入するパック収容部とパック収容部の下でこれを倒れないように支持する支持部とを有し、前記パック収容部は、上側に前記食品パックを挿入する開口を有する容器であり、前記開口の断面は、前記食品パックの幅と厚みより大きく、前記食品パックの収容時には、前記食品パックの少なくとも開封部が開封しやすいように前記開口からはみ出るように前記容器の高さが形成され、且つ、前記パック収容部には、前記食品パックを収納時に前記食品パックを押し付け保持することが可能な位置に、前記食品パックを押し付け保持するパック保持部を有し、

前記パック保持部は、複数の食品パックを保持する場合に、各食品パックを各々押し付け 開放する複数の押し付け片とこれらを共通に接続したスライド棒とこれをスライド可能に 保持し、前記パック収容部に固定された保持片と前記保持片との間で前記スライド棒を付 勢する付勢手段とを備えたことを特徴とする食品パックスタンド。

【請求項2】

前記パック収容部は、前記開口の長手方向で前記開口に直角な面で二つの容器壁に分離され、一方の容器壁と他方の容器壁は、互いを前記長手方向の端の片側に備えた回転連結する回転結合部を介して回転するように形成されていることで、二つの容器壁が互いに開閉可能であることを特徴とする<u>請求項1</u>に記載の食品パックスタンド。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

[00001]

本発明は、食品パックを湯煎する、取り出す、開封する、内容物を取り出すなどの取り扱いを行う際に手で持って行う不便さと不安全を回避するための食品パックを保持する食品パックスタンドに関するものである。

【背景技術】

[0002]

従来、これらの食品パックは、特許文献1に見るように多く利用されている。その取り扱いにおいては、ほとんど人手を使い行っていて、片手で持って、他の手で動作を行ったり、手で裂いて開封したりしていて、食品パックが熱い場合には火傷をしたり、容易に行われずに手間取っていた。

10

【先行技術文献】

【特許文献】

[0003]

【特許文献1】特開2007-284118

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

[0004]

従来の事情に鑑みて、人手によらず、食品パックを保持可能な食品パックスタンドを提供 することである。

【課題を解決するための手段】

20

[0005]

本発明の食品パックスタンドは、食品パックの挿入するパック収容部とパック収容部の下でこれを倒れないように支持する支持部とを有し、パック収容部は、上面に食品パックを挿入する開口を有する容器であり、開口の断面は、食品パックの幅と厚み(内容物により膨らんでいるため、厚みがある)より大きく、食品パックの収容時には、開封のために食品パックの少なくとも開封部が開口からはみ出るように容器の高さが形成されていることを特徴としている。更に容器は、開口に直角な面で分離され、一方の壁と他方の壁は、一端に存在する回転結合部を介して回転するようになしたこと、又は、上面以外の側面がが対応する、パック収容部の側面にも第二の開口を備えたこと、又は、上面以外の側面がが網や多数の穴がある板(パンチング板)で構成されることで、実質的に側面部に第三の開口を備えたことを特徴としている。更に、食品パックの幅に対応するパック収容部の側面との間で収容した食品パックを押し付け挟んで固定するパック保持部を有していることを特徴としている。又、複数の食品パックを同時に収納する仕切りを備えたことを特徴とする。以下、請求項に沿って記述する。

30

[0006]

請求項1記載の発明は、食品パックスタンドであって、

食品パックを挿入するパック収容部とパック収容部の下でこれを倒れないように支持する支持部とを有し、前記パック収容部は、上側に前記食品パックを挿入する開口を有する容器であり、前記開口の断面は、前記食品パックの幅と厚みより大きく、前記食品パックの収容時には、前記食品パックの少なくとも開封部が開封しやすいように前記開口からはみ出るように前記容器の高さが形成され、且つ、前記パック収容部には、前記食品パックを押し収納時に前記食品パックを押し付け保持することが可能な位置に、前記食品パックを押し付け保持するパック保持部を有し、

40

前記パック保持部は、複数の食品パックを保持する場合に、各食品パックを各々押し付け 開放する複数の押し付け片とこれらを共通に接続したスライド棒とこれをスライド可能に 保持し、前記パック収容部に固定された保持片と前記保持片との間で前記スライド棒を付 勢する付勢手段とを備えたことを特徴とする。

[00007]

請求項2記載の発明は、請求項1に記載の食品パックスタンドにおいて、

前記パック収容部は、前記開口の長手方向で前記開口に直角な面で二つの容器壁に分離さ

れ、一方の容器壁と他方の容器壁は、互いを前記長手方向の端の片側に備えた回転連結する回転結合部を介して回転するように形成されていることで、二つの容器壁が互いに開閉可能であることを特徴とする。

【発明の効果】

[0008]

以上の様に構成されているので、本発明による食品パックスタンドでは、人手によらず、 食品パックを保持可能なので、鋏等で簡単に開封して内容物を取り出すことができ、火傷 などの恐れは全くない。

【図面の簡単な説明】

[0009]

【図1】本発明に係る食品パックスタンドの一実施態様を示す図である。

- 【図2】本発明に係る食品パックスタンドの使用状態の一実施態様を示す図である。
- 【図3】本発明に係る食品パックスタンドの一実施態様の断面図である。
- 【図4】本発明に係る食品パックスタンドの別の実施態様を示す図である。
- 【図5】本発明に係る食品パックスタンドの別の実施態様を示す図である。
- 【図6】本発明に係る食品パックスタンドの別の実施態様を示す図である。

【発明を実施するための形態】

[0010]

本発明の食品パックスタンドは、食品パックの挿入するパック収容部とパック収容部の下でこれを倒れないように支持する支持部とを有し、パック収容部は、上面に食品パックを挿入する開口を有する容器であり、開口の断面は、食品パックの幅と厚み(内容物により膨らんでいるため、厚みがある)より大きく、食品パックの収容時には、開封のために食品パックの少なくとも開封部が開口からはみ出るように容器の高さが形成されていることを特徴としている。更に容器は、開口に直角な面で分離され、一方の壁と他方の壁は、一端に存在する回転結合部を介して回転するようになしたこと、又は、食品パックの厚みに対応する、パック収容部の側面にも第二の開口を備えたこと、又は、上面以外の側面が網や複数の穴がある板(パンチング板)で構成されることで、実質的に側面部に第三の開口を備えたことを特徴としている。更に、食品パックの幅に対応するパック収容部の側面との間で収容した食品パックを押し付け挟んで固定するパック保持部を有していることを特徴としている。以下図に沿って説明する。

[0011]

図1は、本発明に係る食品パックスタンドの一実施態様を示す図である。1 - Cには、食品パック101を示す。1 - Aは、食品パックスタンド100の例であり、食品パックを収容するパック収容部110とパック収容部110の下でこれを倒れないように支持する支持部120を有している。支持部120は、図では、パック収容部110の下に備えられアヒルの足のような形状にしてあるが、倒れなければよいので形状は任意であり、しかもパック収容部110の下側自体が支持部120を構成してもかまわない。

パック収容部110は、上面に食品パック101を挿入する開口111を有する容器であり、開口111の断面は、食品パック101の幅と厚み(内容物により膨らんでいるため、厚みがある)より大きく、食品パック101の収容時には、開封のために食品パック101の少なくとも開封部102が開口111からはみ出るように容器の収容穴の高さ(図のH)が形成されている。

[0012]

更に、パック収容部110の容器壁112A、112Bは、開口111に直角な面で分離され、一方の容器壁112Aと他方の容器壁112Bは、一端に存在する回転結合部113を介して回転するように形成されている。1-Bには、一方の容器壁112Aに対して、他方の容器壁112Bが開いた状態を示している。特にこの開きが可能な構成では、一方の壁と他方の壁が近接したときには、食品パックの下端を挟んで固定するパック保持部114を有していることが好ましい。1-Aと1-Bでは、容器壁112A、112Bが上側では、食品パック101を収容できるように広く作られ、下側では容器壁112A、

10

20

30

40

10

20

30

40

50

1 1 2 B が合わさって食品パックの下端を挟むように狭く作られているが、全体をこのように作る必要はなく、一部にはさみ動かないようにする(逆さにしても食品パックが落ちない)パック保持部 1 1 4 であればよい。尚、容器壁 1 1 2 A、 1 1 2 B の間には、相互にかみ合い固定する係止具 1 1 7 を備えると好都合である。

[0013]

図3は、本発明に係る食品パックスタンドの一実施態様の断面図である。点線で示したのは食品パック101である。

3 - Aには、パック保持部114を備えた例を示し、食品パック101の下側端がパック保持部114で固定されている。3 - Bには、パック保持部114を備えていない例であり、食品パック101の下側端は固定されず、逆さにすれば当然落ちる。この場合は、容器壁112A、112Bは互いに対して開く構造は必須ではない。

尚、パック保持部114は、容器壁112A、112Bの開き構造が無くても可能であり、この例が3‐Cに示される。図のように、容器壁112A、112Bの開き構造が無く、壁は互いに動かない。食品パック101の下側端に対応する位置には、パック保持部114があり、この例では、バー115を動かすことで、食品パック101を押さえたり、離したり出来るようになっている。動かすとは、引く、押す、曲げる、スライドするなどの動作で内側の押さえ板116を動かすことが可能である。尚、バー115を離したときに固定状態になるようにすることが好都合である。尚、パック保持部114は、食品パック101の下側端に当たるのが好都合であるが、保持するためを考えると、下側端に限ることはないことは当然である。

[0014]

図2は、本発明に係る食品パックスタンドの使用状態の一実施態様を示す図である。2・Aから2・D、2・Hから2・Jは、食品パックを湯煎(温め)し、湯煎後に食品パックスタンド100を使用して内容物を飲食に供する場合の工程であり、2・Eから2・G、2・Hから2・Jは、食品パック110を食品パックスタンド100に取付けてから湯煎して、内容物を飲食に供する場合の工程である。先ず前者から説明する。2・Aにおいて、なべなどの湯煎容器201に水を張って、食品パック101を湯煎し、温まった状態でクリップ等202を用いて引き上げ取り出す。2・Bにおいては、容器壁112A、112B間を開いた容器110に食品パック101を入れようとしている。2・Cにおいては、容器壁112A、112B間が閉じて、食品パック101が入った状態である。2・Dは2・Cの状態の断面状態を示し、食品パック101の下部がパック保持部114において把持されているので、逆さにしても落ちることが無い。勿論、パック保持部114が無い場合もある。尚、容器壁112A、112Bにより食品パック101は折れ曲がることなく立ち状態を維持することが出来る。

尚、食品パックスタンド100を使用しない従来の場合には、食品パックを手で持って開 封作業をする必要があり、熱いので厄介、火傷の恐れもあり不便さがあった。

[0015]

次に2-Hにおいて、食品パック101は折れ曲がることなく立ち状態を維持しているので、鋏203等で開封部102を切るのは極めて容易く、熱い食品パック101に触れる必要がないので火傷の心配なく行える。2-Iの状態が封を切った状態であるが、未だ、開口部が狭く閉じた状態を示している。2-Jにおいては、開口拡げ具を使って大きく広げた状態である。口が拡がっているので、皿や椀の上で逆さにすれば、内容物を容易に取り出すことが出来る。又は、逆さにしないで、そのままの状態で、内容物を箸やスプーンを使って食することが出来るので、その後は、空の食品パック101を捨てるだけでよく

皿や椀を使わないので、洗う手間が省ける利点もある。

[0016]

次に後者の例を説明する。2 - Eにおいて、食品パックスタンド100に食品パック110を取付ける。2 - Fは取付けて状態を示す。2 - Gにおいては、食品パックスタンド100を湯煎容器201の中に逆さに釣って(ここで、支持部120が湯煎容器201に乗

っかるようになっていると好都合である。)、温めを行う。その後は、前記の2 - Hから2 - Jの工程になる。

[0017]

図4は、本発明に係る食品パックスタンドの別の実施態様を示す図である。

2 - Jにおいて、開封した食品パック101の開口を拡げるために4・Eに示す開口拡げ 具400を使用した。この開口拡げ具400は、本出願人により別に出願されている。4 - Aでは、容器壁112A、112Bの両者に開口拡げ具400の付着部401を入れる 収納部402を備えたものである。4・Bでは、容器壁112A、112Bのいずれか一 方に開口拡げ具400を入れる収納部402を備えたものである。それぞれ収納した状態 を4・Cと4・Dに示す。このような同一あるいは引き続く工程で使用するものは、間近 に備えていることが都合がよい。開口拡げ具400以外に開封の鋏又はカッターを収納す ることでもよい。又、これらは、支持部120に取付けることも可能である。

[0018]

図5は、本発明に係る食品パックスタンドの別の実施態様を示す図である。

図1で示した実施態様では、容器壁112Aと112Bは回転結合部113を介して開閉可能に連結されていたが、本実施態様では、5-Aに示すように容器壁501A、501Bは、回転結合部113はなく、それぞれ固定されており、開口111の長手方向で開口111に直角な側面(収容される食品パックの厚みに対応する側面)の部分がそれぞれ開口している。また、5-Bで示すように、前記図3-Cの実施態様と同様、バー115を動かすことで食品パック101を押さえたり、離したり出来るようになっており、両側面からの視認性が高いため、食品パック101の挿入、固定、取り出し等の操作性も良好である。尚、湯煎時の温めの効率を良くし、軽量化し、湯から上げた場合に水切りを良くするため、この例では、容器壁112Aと112Bには、多数の穴を備えているが、必ずしもこれにこだわらない。

[0019]

図6は、本発明に係る食品パックスタンドの別の実施態様を示す図である。

この例では、パック収容部110の側壁を網又は、多数の穴を有する板で構成して、湯煎 時の温めの効率を良くし、軽量化し、湯から上げた場合に水切りを良くしている。

6 - Aでは、網で構成した場合であり、6 - Bでは、複数の穴を持つ板(パンチング板)で構成したものである。6 - Cでは、6 - A(6 - Bでも同じであるが)において、仕切り601を備えたもので、ここでは、二つの食品パックを収容して立てられるように、仕切り601を備えている。6 - Dでは、6 - Cのものに、食品パックを

食品パック101を挿入する上面の開口以外にパック保持部114を備えたものである。このパック保持部114は、食品パックの各々を押し付ける各押し付け片602とこれに共通に接続したスライド棒603とこれをスライド可能に保持する保持片604と保持片604との間でスライド棒603を付勢するバネ等の付勢手段605とを備えている。この例では、スライド棒603に付いたつまみ606を押すと、スライド棒603が押され、押し付け片602が押されて、食品パック101は開放状態になり、つまみ606を離すと、付勢手段605により、スライド棒603、従って押し付け片602が戻って、食品パック101が押し付けられ保持状態になる。パック保持部114は、いろいろの形態をとることができこの例にこだわらない。6・Eにおいては、2個の食品パック101が保持された状態を示している。

尚、6 - A、6 - Bに示すように、食品パックスタンドに持ち上げるための取っ手607があると便利である。

【産業上の利用可能性】

[0020]

以上のように本発明による食品パックスタンドは、湯煎時に食品パックを保持でき、湯煎後に熱くなった食品パックに触れることなく開封して内容物を取り出し利用できるので、 産業上利用して効果が極めて大きい。

【符号の説明】

10

20

30

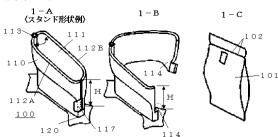
[0021]

- 100 食品パックスタンド
- 101 食品パック
- 102 開封部
- 1 1 0 パック収容部
- 1 1 1 開口
- 1 1 2 A 、 1 1 2 B 容器壁
- 113 回転結合部
- 1 1 4 パック保持部
- 115 バー
- 116 押さえ板
- 117 係止具
- 1 2 0 支持部
- 2 0 1 湯煎容器
- 202 クリップ等
- 203 鋏
- 400 開口拡げ具
- 4 0 1 付着部
- 4 0 2 収納部
- 5 0 1 A、5 0 1 B 固定容器壁
- 502 容器側面開口部
- 503 固定容器壁支持部
- 601 仕切り
- 6 0 2 押し付け片
- 603 スライド棒
- 6 0 4 保持片
- 6 0 5 付勢手段
- 606 つまみ
- 607 取っ手

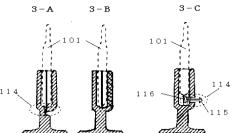
30

20

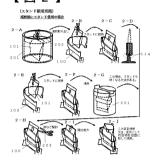
【図1】



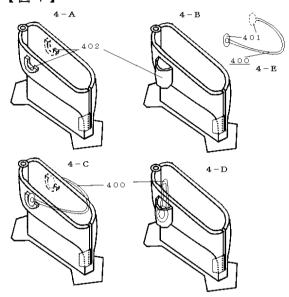
【図3】



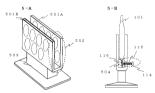
【図2】



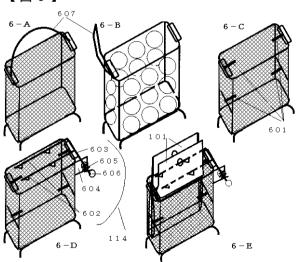
【図4】



【図5】



【図6】



フロントページの続き

審査官 長谷川 一郎

(56)参考文献 特開平04-214126(JP,A)

国際公開第2010/150425(WO,A1)

特開2011-168314(JP,A)

実開昭57-052430(JP,U)

特開2004-307039(JP,A)

米国特許第05706718(US,A)

実開平06-081937(JP,U)

実開昭63-131931(JP,U)

(58)調査した分野(Int.CI., DB名)

B65D 61/00

B65B 69/00

B65D 75/52